

アドミニストレーション

第3巻2号

1996年10月

論 説

- ウィルソン政権下でのナショナル・シティ・バンクの対外進出
— 金融の国際化と国内摩擦 (I) —
..... 松尾 隆 (1)
- 90年代のアメリカ州税制と税制改革の選択肢
..... 小泉 和重 (49)

研究ノート

- 日赤・健康管理センターの人間ドックで蓄積されたデータを
活性化する情報システムの研究と開発 (中間報告その3)
..... 野村 武 (共同執筆幹事) (91)
- 転換期における政策過程分析
— マインツ行政社会学の「成熟期」・補遺 —
..... 原田 久 (150)

調査報告

- 地方政府と市民との関係
— イギリスからの便り —
..... 今川 晃 (117)

熊本県立大学総合管理学会会則

第1章 総則

【名称】

第1条 本会は、熊本県立大学総合管理学会と称する。

【事務所】

第2条 本会の事務所は、熊本県立大学総合管理学部資料室に置く。

【目的】

第3条 本会は、総合管理学（アドミニストレーション）に関わる研究および発表を目的とする。

【事業】

第4条 本会は次の事業を行う。

- (1) 機関誌「アドミニストレーション」の発行
- (2) 研究会、講演会の開催
- (3) その他評議員会において適当と認めた事業

第2章 会員

【会員】

第5条 本会は、次の者をもってその会員とする。

- (1) 熊本県立大学総合管理学部の教授、助教授、常勤の講師および助手（普通会员）
- (2) 熊本県立大学総合管理学部の学生（購読会員）
- (3) 熊本県立大学総合管理学部の卒業生および評議員会の承認を得て入会した者
(特別会員)
- (4) 熊本県立大学名誉教授にして過去に本会の普通会员であった者およびその他評議員会において推薦した者（名誉会員）

【会費】

第6条 会員は、会費を納めなければならない。但し、名誉会員についてはこの限りではない。

2 会費については評議員会が別にこれを定める。

【「アドミニストレーション」の無料配布】

第7条 会員は、無料にて「アドミニストレーション」の配布を受けることができる。但し、発行日より5年経過した場合はこの限りではない。

第3章 運営

【役員】

第8条 本会には以下の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 評議員
- (3) 理事
- (4) 監査役

2 本会は、上に挙げた役員その他、必要と認めた場合には、名誉会長を置くことができる。

(略)

熊本県立大学総合管理学会

名誉会長 手島 孝（熊本県立大学学長）

会長 今野 登（熊本県立大学総合管理学部学部長）